

建設工事の入札参加資格審査 電子申請の手引き

広島県庄原市

1. 電子申請の概要

令和7・8年度の建設工事の入札参加資格の当初申請においては、広島県及び県内市・町が運用する「電子入札等システム」を利用し、インターネットを経由した申請（電子申請）を行うことができます。原則としてこの電子申請を行うものとし、やむを得ない場合に限り窓口申請を行ってください。ただし、窓口申請を行えるのは、主たる営業所を県内に有する者に限ります。

なお、システムに添付するもののほか、所定の期日までに必要な書類を別途提出する必要があります。

2. 申請の期間、提出先等

(1) 「電子入札等システム」による電子申請期間

令和6年11月1日（金）～令和6年11月22日（金）（9：00～17：00）

（土・日・祝祭日を除く）

※この期間内に申請に必要な情報を入力し、「送信完了」までの処理を行う必要があります。

※申請期限を過ぎると受け付けることはできませんので、期間内に必ず申請してください。

○電子入札等システム入口：<http://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/nyusatsu/index.html>

○広島県の入札参加資格審査申請手続きのホームページアドレス：

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/k02nyusatu-sinsei.html>

（上記サイトに掲載されている手引き、注意事項等を必ずご確認ください。）

(2) 添付書類提出期限

令和6年11月29日（金）（必着）

※この日までに書類が届かない場合、申請は無効となります。

(3) 添付書類の提出先および提出方法

ア 提出先 広島県土木建築局建設産業課および庄原市総務部管財課

イ 提出部数 1部

ウ 提出方法 提出先へ持参または郵送

※添付書類の詳細については、別紙 **提出書類一覧表** をご確認ください。

3. 電子入札等システム利用上の注意点

電子申請を行うためには、電子入札と同じ電子入札コアシステムに対応したICカードを利用していただく必要があるほか、ICカードがなくとも、商号又は名称と利用者登録番号により利用することができます。利用者規約等をよく確認していただくとともに、利用者登録番号を持っていない場合は、事前準備（利用者登録等）を行う必要があります。

詳細については広島県市町村電子自治体推進協議会の電子入札運営部会のホームページ（上記2（1）「電子入札等システム入口」）をご確認ください。

4. 申請資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を申請することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 申請しようとする工事業種について、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- (3) 申請しようとする工事業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による必要な経営事項審査を受けていない者
- (4) (3)で定める必要な経営事項審査において、申請しようとする業種について、工事種類別年間平均完成工事高がない者
- (5) プレストレストコンクリート工事、法面処理工事または鋼橋上部工事の入札参加資格の審査に係る申請にあつては、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事または鋼構造物工事の入札参加資格の審査に係る申請を行っていない者
- (6) 資格審査を申請するときに、消費税、地方消費税ならびに法人住民税の滞納がある者
- (7) 経営事項審査の申請または入札参加資格の審査に係る申請において虚偽の申告をし、または重要な事実について申告を行わなかった者
- (8) 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者（届出の義務がない者を除く。）
 - ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
 - イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

5. 必要な経営事項審査の総合評定値通知書

今回の電子申請で使用できる経営事項審査（以下「経審」とする。）総合評定値通知書は、次の条件を満たす必要があります。

令和5年4月1日以降に審査基準日が到来した最新のもの。

※「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」および「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類が必要となります。

※「審査基準日」とは次のとおりです。

- ・経営事項審査を申請する日の直前の事業年度終了の日
- ・合併時、譲渡時、分割時（「合併時等」という）経審など特殊経審の場合は合併時等

※「保険への加入が確認できる書類」とは次のとおりです。

(1) 雇用保険

概算保険料または確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、建設業に従事する職員全員分）のいずれかの写し

(2) 健康保険および厚生年金保険

保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認または標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届のいずれかの写し

※経営事項審査の総合評定値通知書において、「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は、電子申請できません。経営事項審査申請後、社会保険等に加入した場合は、広島県の入札参加資格申請問い合わせ窓口へ事前にご相談ください。(電話 082-513-3841)

6. 資格の通知等

(1) 入札参加資格の通知

入札参加資格を認定した者については、資格を認定した後にすみやかに庄原市ホームページ「入札・契約のページ」に掲載し、通知に代えます。

(2) 入札参加資格の取消し

入札参加資格を認定後、経営事項審査の申請または入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、または重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。

7. 入札参加資格の有効期間

この資格が認定された日から令和9年3月31日まで有効です。ただし、この資格は、令和9年度においても、その年度における資格が認定される日までは有効とします。

なお、有効期間の始期は令和7年4月1日を予定しています。

8. 入札参加資格審査申請後に変更が生じた場合について

入札参加資格申請に変更事項が生じた場合には、すみやかに入札参加資格変更届（以下「変更届」という。）を提出していただく必要がありますが、令和7・8年度分の入札参加資格申請分の認定作業中（令和6年11月～令和7年3月末日）は、令和7・8年度入札参加資格の当初申請時の情報を修正することはできません。

このことについては下記のとおり対応します。

(1) 令和5・6年度分の入札参加資格を有している場合

すみやかに令和5・6年度分として変更届を提出してください。この変更届の内容にしたがって令和5・6年度分の入札参加者資格の情報を変更し、さらに令和7・8年度分の入札参加資格申請時の情報についても、庄原市において変更届の内容を確認し、令和7・8年度分申請時のデータを修正します。

したがって、令和7・8年度の入札参加者資格を認定する日（令和7年4月1日の予定）以降において、改めて変更届を提出する必要はありません。

(2) 令和5・6年度分の入札参加資格を有していない場合

庄原市において令和7・8年度の分の入札参加資格を認定する日（令和7年4月1日の予定）以降において、庄原市に変更届を提出してください。

お問い合わせ及び庄原市への審査書類提出先

庄原市総務部管財課契約係

電話 0824-73-1203 FAX 0824-72-3322

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号

E-mail : keiyakui@city.shobara.lg.jp

電子申請における一括審査書類の提出先

広島県土木建築局建設産業課入札制度グループ

電話 082-513-3841 (令和6年12月27日まで)

電話 082-513-3821 (それ以降)

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

電子入札等システム等のお問い合わせ先

広島県電子入札等システム・ヘルプデスク

電話 0570-550215

別紙 提出書類一覧表（令和7・8年度 入札参加資格審査申請（建設工事））

- ・提出書類については、資格審査の申請日を基準日として作成してください。
- ・庄原市へ提出する書類、広島県へ提出する書類を誤らないようにしてください。
- ・庄原市へ提出する書類は、下表の順番どおりに該当するものをホチキス・ひも等でつづってください。その際、写しによるものは両面印刷でも構いません。
- ・委任先の営業所が庄原市内にない市外業者の場合、今回庄原市へ提出が必要な紙書類はありません。
- ・広島県の入札参加資格審査申請の手引きや提出資料の様式については下記ホームページをご確認ください。

<http://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/tyoutatu-hp/k02/k02nyusatu-sinsei.html>

	提出書類	市内業者(※)		市外業者	
		庄原市へ提出	広島県へ提出	庄原市へ提出	広島県へ提出
1	送信完了兼受付表 ・電子申請の最後の送信完了画面において印刷してください。		○		○
2	建設業許可申請書の写し ・更新手続中の場合のみ提出 ・直近に申請した受付印のある建設業許可申請書(建設業法施行規則に定める別記様式第1号及び別表)の写し。		○		○
3	庄原市の法人市民税について滞納がないことを証した書面（原本） ・申請日の3ヵ月前の日以降に発行されたもの。 ・庄原市内に営業所がない等、納税の義務がない場合は不要（この場合、「1」の送信完了兼受付票のチェック欄（「次の自治体の県税又は市町税については、納税義務がありません。」）にチェックを入れ、該当する自治体名を○で囲んでください。）		○		○
4	消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可） ・申請日の3ヵ月前の日以降に発行されたもの。 ・国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号その3、その3の2、その3の3による納税証明書 ・電子納税証明書(消費税及び地方消費税に係るもの)の電子データを添付する場合は提出不要		○		○
5	建設業労働災害防止協会加入証明書の写し ・申請日の3ヵ月前の日以降に発行されたもの。 ・加入している者のみ提出してください。		○		○

	提出書類	市内業者(※)		市外業者	
		庄原市へ提出	広島県へ提出	庄原市へ提出	広島県へ提出
6	ISO14005準拠の制度における合格判定に係る合格証の写し ・該当のある者のみ提出してください。		○		○
7	建設キャリアアップシステム（CCUS）にログイン後の「業者情報」画面の写し ・建設キャリアアップシステム（CCUS）に事業者登録している場合のみ必要 ・A4用紙一枚に事業者情報が収まるように印刷すること		○		○
8	技能者一覧表【様式第1号】 ・建設キャリアアップシステム（CCUS）に事業者登録している場合のみ必要		○		○
9	登録技能労働者数が確認できる書類の写し ・建設キャリアアップシステム（CCUS）に事業者登録している場合のみ必要 ・登録技能労働者数が確認できる書類 一般財団応身建設業振興基金が提供する建設キャリアアップシステムに登録していることを証する書面（システムから出力できる所属技能者一覧または所属技能者統計情報、建設キャリアアップカード等）の写し		○		○
10	障害者雇用義務のある者：障害者雇用状況報告書の写し ・障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者(以下「障害者」という。)を雇用する義務のある者で、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和35年政令第292号)第9条に規定する障害者雇用率を達成した者が、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号)第8条の規定により公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書(事業主控)の写し 障害者雇用義務のない者：障害者の雇用状況を確認できる書類の写し ・障害者の雇用の義務のない者で、障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している者は、障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類(本人の身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保険福祉手帳及び本人の健康保険証等)の写しを提出してください。 ・該当のある者のみ提出してください。		○		○ 県内業者のみ

	提出書類	市内業者(※)		市外業者	
		庄原市へ提出	広島県へ提出	庄原市へ提出	広島県へ提出
11	県内市町の消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し ・申請日の3ヵ月前の日以降に発行されたもの。 ・該当のある者のみ提出してください。		○		○ 県内業者のみ
12	広島保護観察所への協力雇用主登録証明書の写し ・申請日の3ヵ月前の日以降に発行されたもの。 ・該当のある者のみ提出してください。		○		○ 県内業者のみ
13	暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し ・申請日の3ヶ月前の日以降に発行されたもの。 ・該当のある者のみ提出してください。		○		○ 県内業者のみ
14	(一社)日本造園建設業協会の実施する街路樹剪定士資格制度における街路樹剪定士の登録認定証の写し ・該当のある者のみ提出してください。		○		○
15	市税等納税調査承諾書 (※) ・庄原市ホームページ「入札・契約のページ」の、「入札参加資格申請のページ」に掲載している様式を使用してください。	○			
16	工事経歴書(経営事項審査申請書の添付書類としたもの)の写し (※) ・過去2年間程度の経歴を記載してください。	○			
17	技術者名簿(申請時点で最新のもの) (※) ・申請日時点において、「健康保険被保険者証」の写しまたは「市区町村が作成する住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書」(申請者が事業所に4人以下の従業員を使用する個人事業者の場合で、健康保険被保険者証を発行していない場合に限る。)の写しによって所属建設業者が確認できる技術者のみ記入してください。 ・様式は定めませんので、独自の様式にて作成してください。	○			

※ 市内業者…主たる営業所を庄原市内に有する者

市外業者…主たる営業所を庄原市外に有する者

(市外業者で電子申請をされる場合は、今回庄原市へ提出が必要な紙書類はありません。ただし、委任先の営業所を庄原市内に有する者は15~16の書類を庄原市へ提出してください。)